摘した。

岡村教授は、こうした指摘をしただけではない。その上で「地震の周期は２千年間隔と考えられ、前回の地震からすでに２千年たったことから、伊予灘沖の活断層による地震の危険度は、より大きく現実的なものとなりつつある」と、本件伊方原発２号炉敷地沖の海底でＡクラスの大地震が起きる可能性の強いことを示唆している。その際、２．５メートルの津波も発生することにも言及している。

伊方原発沖に巨大地震が起きれば
阪神大震災の悲劇以上の惨事になる

岡村教授は「愛媛県は今後発生が予想される内陸型直下地震に対して、日本でもっとも危険度の大きな地域であるにもかかわらず、行政機関として積極的な対応を取っているようには見えない。活断層活動の提言を多く受けながら、兵庫県や神戸市が『科学研究上の他人事』とたかをくくってきた状況と同じ道を歩んでいるようである」と、本件伊方２号炉設置など原発を強行に推進してきた愛媛県政の無責任さを厳しく指摘、同時に阪神大震災の惨事はけっして他人ごとではない事を示唆している。

研究者、学者が行政を批判する事は、その調査、研究に確たる確信がなければ、とうてい語れるものではないが、指摘されたように万一本件伊方原発２号炉敷地沖の海底の断層に地震が起きれば、原子炉という大量の放射性物質を抱えた建物がある地域だけに、その被害、悲惨さは阪神大震災どころではない。一研究者が身を張るようにして注意を喚起している事は、注目しなければならない。

また、地震、地質の研究者の論文は意図せずして、本件伊方原発２号炉の安全審査が、我々住民、地域、大きく言えば、この国の存亡を考慮して原子炉の安全を審査したのか、きわめて強い疑問を投げ掛けた形になっている。

本件の安全審査が、兵庫県や神戸市のように、本件伊方原発２号炉立地の危険性の提言を受けたにもかかわらず、そうした忠告や指摘などを「科学研究上の他人事」としていれば、今後に重大な禍根を残しかねないことになる。

今後に禍根を残さず、多くの犠牲者を作らないためにも、立地の審査に使用した機器や資料、分析が不十分でズサンな事が明らかになった本件伊方２号炉の許可は、取り消され審査し直されるべきである。

会計報告('96.8/1～8/31)

収入	
会費	１４、０００
ニュース講読料	４８、７９０
カンパ	１、０００
コピー代	２、３４０
計	６６、１３０
支出	
ニュース印刷代	２３、８５０
郵送料	１０、４６０
振替手数料	７４８
資料費	５、２６０
２号炉公判支援	３０、０００
公判参加補助	１０、０００
計	８０、３１８
差引	－１４、１８８
積立金合計	２、１１９、９０８

伊方訴訟ニュース

第 277 号
1996年９月15日

伊方原発訴訟を支援する会　連絡先 〒530 大阪市北区西天満４－９－15 第一神明ビル
藤田法律事務所 電話 06－363－2112 口座 大阪３－48780

２号炉第59回公判

原告側からの証人申請に逃げ腰の国側
「伊方沖での活断層確認」に苦慮ありあり

朝から夏の日差しが照り付ける中を、車椅子の人も含め、傍聴支援の人たちが裁判所玄関前の列に次々と加わっていく。

定刻の１０時半に開廷。まず、双方が提出した証拠について確認の手続きが行われる。続いて、原告席から、「裁判官交替に際しての弁論更新が前回できなかったので、やらせてほしい」と裁判長に求めた後、３人の原告が次々に立ち、原告らを代表して、その思いを新任の裁判官らに訴える。

「原発の事故は、他の事故と全く違っていて、一度起これば広範囲の地域が、チェルノブイリ事故が示すように、放射能による破滅的な災害を受ける、ということを充分に理解して審理してほしい。」

「私たちは、弁護士さんに頼まずに、本人訴訟でやってきている。私たちには、金もなければ、資料もなく、金にも人間にも資料にも事欠かない国を相手に、苦労して裁判を続けていることを知ってほしい。」

「素人の私たちは、国内外で起こった数々の原発事故を教科書にして、ここまでやってきた。それは、一日も早く心配の種の原発を撤去させたいから。放射能の害は、Ｏ－157と同じで、安心して飲食物も取れなくなってしまう。また、国側は安全に関する全資料を独占しているのに、薬害エイズと同様に、資料隠しや出し惜しみを続けてきている点も充分理解してほしい。」

「私たちは田舎者で、原発の詳しいことは分からない。しかし、国と県・町などが一体となって、私たちの言うことに耳を傾けず、自主・民主・公開の原子力三原則も守らずにやってきたので、やむを得ず裁判を起したことを知って、公正な審理をやってほしい。」

ここで裁判長は、前回に原告らが提出した伊方３号機での蒸気噴出事故についての準備書面に対して、国側から答弁の準備書面が提出されていることを告げる。その書面の内容は、あの事故は、安全審査の対象となっている「基本設計」以外の原因で発生したもので、本審理とは何の関係もない、というもの。

ついで原告の斉間さんが立ち、その場で提出した準備書面（後続の頁に全文掲載）に基づいて、約３０分間弁論を展開。その内容は、伊方沖で確認されたＡクラスの活断層についてのもの。斉間さんは、同時に提出した「えひめ雑誌」掲載の岡村高知大学教授の論文や

「毎日新聞」記事などを引用しつつ、これまで国側が準備書面や垣見証人の尋問を通して主張してきたことが、いかに砂上楼閣の推定にすぎなかったかを明らかにしていった。
三人の裁判官は、斉間さんの弁論中、書面や証拠に目を通していたが、事の重大性に打たれた様子だった。

斉間さんの弁論が終ると、原告側は、先に国側が立てた垣見証人を、原告側の証人として呼び、今回確認された伊方沖の活断層について尋問したいと、裁判長に要請した。

そして原告側は、一昨年４月の法廷で、垣見証人に対する原告側の反対尋問が時間切れで打ち切られた際に、裁判長が「まだ聞きたいことがあれば原告側の証人として呼んでもらえばいい」と明言していた事実をあげ、原告側は、その権利を行使したいと強調した。

この原告側の証人申請に対して国側は、次ぎの２点を理由に、決定を留保するよう裁判長に要求した。

①岡村教授の研究は、まだ、学術論文とし出されていない。

②原告側の証人申請の内容を、もっと詳しく述べてほしい。

こうした国側の逃げ腰に対して、原告、被告双方の間で応酬が続いた。

原告「証人から聞きたいことははっきりしており、先日の裁判長の発言もあることだから、次回から垣見証人を尋問できるようにしてほしい。」

被告「原告側の証人申請の内容は簡単すぎて、争点が不明確であり、このまま証人尋問をやっても意味はない。」

原告「争点が不明確とはなにごとか。国が頼りにしてきた四国電力の海底音波探査の方法やデータを公表するよう、以前から要求してきたが、それを拒否してきたのは国側ではないか。」

こうしたやりとりを聞いていた裁判長は、「それでは合議します」と云って、左右の裁判官ともども退席。

しばらくして裁判官らは入廷し、裁判長は「次回は弁論にあて、原告側からの証人申請について、被告国側からの意見を聞くことにしたい」と、発言。これに対して原告側は、直ちに異議を申し立てた。

「原告が尋ねたい点は、垣見証人が『伊方沖の断層は１万８千年前から動いた形跡はない』と証言したことと、岡村教授の研究との関係、だけであり、明確である。」

「学術論文でないと証拠にならないかのように言うが、一般雑誌であれ、署名入りで掲載された論文が証拠にならないというのなら、これまで原告側が出した証拠のほとんどは無効になってしまうではないか。」

「垣見証人は、伊方原発の地質・地盤についての唯一の証人として国側が立てたのだから、垣見証人に尋ねることは当然で、緊急性についても議論の余地はない。」

こうした原告側の正当な異議申し立てに、窮地に追い込まれた国側は、「ともかく急な申し出だったから、次回に意見を述べさせてほしい」と裁判長に要請。これを受けて裁判長は「再度協議します」といって再び退席。まもなく入廷した裁判長は「証人採用は双方の意見を聞いて、裁判所が決定することになっているので、次回公判は、やはり弁論にあて、被告国側の意見を聞くことにする」と、最終決定し、次回公判を１１月１５日１０時半から１２時までと決めて閉廷。

原告準備書面

ー立地条件（八）ー

（１９９６年８月２日提出）

はじめに

原子力発電所は放射性の猛毒の物質を大量に抱きかかえ、高温高圧下で運転している。それだけに、万一地震で施設が破壊されると取り返しのつかない大事故となる危険がある。破壊に至らなくとも、百万個もあると言われる機器や、総延長が１２０キロもあると言われる配管などに、１本の亀裂が生じても無視できない。破滅的な事故につながりかねない。それだけに原子力発電所の耐震設計は苛酷な課題を抱えているといっても過言ではない。

我々原告は、昨年１２月の証人尋問までに、こうした重大な原子炉事故の危険性を抱える本件伊方２号炉の安全審査の立地条件が、十分な調査資料もないズサンなもとで行われてきたことを指摘してきた。

これに対して被告は、伊方２号炉の北側の伊予灘に存在する断層について「地層の乱れが認められるが、地盤は安定している」と主張している。そうした被告の主張は、被告らの使用した二つの音波探査（原告準備書面・立地条件四、六〜八頁に明記）の資料をもとにしている。

我々原告は、そうした被告の使用した音波探査の調査資料が不透明で、その上被告らの資料分析がズサンであることを、原告準備書面・立地条件四や、同五、同六などで指摘してきた。

ところが、被告の使用した音波探査の精度の悪さ、被告らの資料の分析の甘さ、さらに本件伊方２号炉の立地場所の巨大地震の危険性は、我々原告だけでなく、この裁判や原子力開発に何の利害もない第三者である大学の地質、地震研究者によって、マスコミの紙上で公表、指摘された。我々の指摘が如何にマトを得たものであり、被告国の主張が如何にデタラメでいい加減なものであったかが、第三者の調査、研究で奇しくも立証された。

以下、この裁判、訴訟に全く関係の無い純真な研究者が、学者としての良心に従って公表した調査研究資料に沿って、被告らの誤りを再度指摘する。

月刊誌、全国紙がトップで報じた「伊方原発沖にＡクラスの活断層」

愛媛新聞社が発行している「えひめ雑誌」は、今年５月１０日号で「伊方原発沖にも活断層／二千年間隔で大地震／規模はマグニチュード６．８〜７．２か」と題した、高知大学理学部の岡村　真教授の研究論文を６頁に渡って報じた（甲１１９号証）。

また、この岡村教授の調査研究は、毎日新聞６月２日付けでも「伊方原発沖に活断層／Ａクラスが２本／６キロ以内・建設時は未判明」と、四段見出しで、一面トップで報じられた（甲１２０号証）。

月刊雑誌が多数の頁を使い、また全国紙が一面トップで扱うというのは、原子力発電所の安全性に対して、如何に多くの人々が関心を持っているかということの現われである。それは冒頭に明記したように、原子力発電所がその内に大量の放射性物質を抱きかかえ持っていることから、万一事故が起これば人々は生命や財産が侵されるという危機感を持っているからにほかならない。

岡村教授が「えひめ雑誌」や毎日新聞で公表した海底の断層調査範囲は、伊方原発敷地沖を含め伊予市沖から佐田岬半島の三崎町二名津沖までの約６５キロで、東西に雁行断層状に、平均３．２キロから４．９キロの断層が２４本。岡村教授は、これらの断層を「伊予灘東断層系」と「伊予灘西断層系」の二つに大きく区分している。

重大なことは、岡村教授は、これらの断層群が動けばマグニチュード（以後、Ｍと表記）６．７から７．６のＡクラスの地震が起きると指摘していることだ。

これらの断層群は、本件の安全審査に提出された「地層の乱れ」とされている音波探査で捕まえている結果とほぼ符号するが、本件伊方原発２号炉敷地約５キロ～６キロの沖合海底で発見された二つの活断層を含め、岡村教授は「６千２百年前、４千年前、２千年前に、それぞれ２メートルから３．５メートルの縦ずれ成分を伴った地震を起したことが明らかになった」と明言している。

この岡村教授の指摘した重要な点は、被告らが主張している「また、仮に音波探査において、本件原子炉敷地の沖合５～８キロの範囲に認められた前記反射波の乱れが中央構造線の延長を示唆するものであるとしても、右反射波の乱れは、新生代第三紀に生成された堆積盆地（伊予灘層）のなかに認められるものであって、それを覆う最上位の堆積層（沖積層相当）には乱れが認められないことなどから、少なくとも右堆積層の堆積以降は断層活動は全く認められないのである」（被告準備書面二、２３～２４頁）、「１号炉審査のさいの音波探査によれば、本発電所敷地の北側５～８キロの伊予灘海域に、佐田岬半島とほぼ並行に中央構造線の延長を示唆するものとみられる記録が認められたが、それ以南の海域の記録はきわめて安定しており、近い将来においても断層運動などの大きな地震が予想されるものではないと判断した」（乙四号証、２２頁）との強弁を否定したことだ。

注目したいのは、岡村教授の指摘は決して推論や奇弁を弄したものではないことだ。明確な音波探査の図（甲１２１号証）をもって示していることである。それは、万人が見ても一目瞭然のものである。地質、地層のあるがままの事実を示したもので異論をはさみ得るものではない。

つまり、岡村教授は断層を推論したり作り出したりしたものではなく、我々の目に見えず、視野から隠れていた物体を、そのまま拾いだし、我々の前に置いたにすぎない。

四電の音波探査調査・分析の不十分さ、ズサンさを指摘

岡村教授は「えひめ雑誌」の自身の署名入り記事の中で、本件伊方原子炉２号炉設置後１２年経って運転しはじめた伊方原発３号炉の増設時にされた伊方原発沖、伊予灘海域の海底の地質、活断層などの調査に触れ、「最近１万年間は活動しておらず、地震の危険度が低い」とした四国電力の１９８４年の音波探査、調査資料を「私も当時の音波探査の資料を見たが、当時の技術では最近１万年間の活動を認定するのには無理があったことは理解できる」として、四国電力の音波探査、資料が不十分なものであったことを指摘している。

また、６月２日付け毎日新聞は「四電は同原発３号炉の建設に伴い、活断層が見つかった海底を含む『（原発）敷地前面海域』を音波探査。その結果を８４年、８５年に発表したが、『長さ数キロの断層が断続して分布』としただけで、活断層は把握していなかった。しかも、四電は『この断層群は更新世紀末（約１万年前）以降の活動が認められない』としており、その後の調査はしていない」と、本件の被告らが安全審査の資料として使った四国電力の調査が如何にズサンであったかを指摘している。

本件の安全審査に使われた音波探査が、横ズレ断層などの解明には、きわめて不十分なものであったかは、９４年１月２８日の証人尋問の際に、本件伊方原発２号炉の安全審査の調査委員だった垣見俊弘被告側証人も認めている。

また、９５年１２月８日の証人尋問において、原告側証人の小島丈児広島大学名誉教授も「四国電力が調査した伊方原発沖の海底は、もう一度精度の高い音波探査で再調査するよう希望している。今の状態では活断層があるのか、ないのかわからない」と、本件安全審査が資料とした音波探査の不充分さを指摘している。

我々原告がここで強調して置きたいのは、本件伊方２号炉の設置許可の安全審査に使用した伊方沖の海底音波探査などの資料（原告準備書面・立地条件四、６～８頁に明記）は、「えひめ雑誌」、毎日新聞で、不十分な機器、調査方法とされた音波探査より、さらに１０～１２年前の機器、調査方法で得た資料である。つまり、四国電力は伊方原発３号炉増設時には、本件伊方２号炉の審査時に使用した音波探査の資料をもとに、さらに詳しい音波探査を行ったのである。にもかかわらず、本件伊方原発２号炉の審査時の資料より精度が高いとしたその資料も、大学の研究者に「不十分だ」と、その調査の仕方、あり方のズサンさを指摘されたということだ。

このことからして、如何に本件伊方原発２号炉の審査に使われた資料が、伊方原発沖の海底を把握するのに不十分なものであるかは、多言を要しなくてもわかる。

被告らが主張する「堆積層の堆積以降は断層活動は全く認められないのである」（被告準備書面二、２３～２４頁）、「１号炉審査の際の音波探査によれば、本発電所敷地の北側５～８キロの伊予灘海域に、佐田岬半島とほぼ並行に中央構造線の延長を示唆するものとみられる記録が認められたが、それ以南の海域の記録はきわめて安定しており、近い将来においても断層運動などの大きな地変が予想されるものではないと判断した」（乙４号証、２２頁）などと言うのは、不十分な調査資料を隠蔽するための強引な主張であることを、岡村論文は意図せずして指摘した結果となっている。それは、被告らの主張が、およそ科学的とは言いがたい、それでなければ、冷静な判断、公正さを欠いた思い込みか奇弁でしかないことを示したといえる。

伊方原発沖の断層巨大地震の活動期であることを示唆

岡村教授は、その調査結果から、本件伊方原発２号炉敷地沖の海底に、Ａクラスの地震を起す可能性の強い活断層が存在することを示すとともに、合わせて、今まで断層の存在や地震の可能性をあいまいにしか示していなかった本件安全審査の資料のもとになった調査方法は、不十分なものでしかないことを指